



## 01

### 市税に関するお知らせ

6月は市県民税第1期分、国民健康保険税第1期分の納付月です。忘れず納期内に納めましょう。便利な口座振替の申し込みは、市HP、各金融機関、各支所、宇久行政センター、収納推進課で受け付けています。



市HP  
(市税の口座振替)

#### 従業員の市県民税・森林環境税は特別徴収で納めましょう

地方税法第321条の4によって事業主(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、市県民税・森林環境税を特別徴収する必要があります。

※市県民税・森林環境税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から市県民税を引き去り、納入する制度です。

#### 令和8年度納税通知書の送付予定

- 市県民税特別徴収(給与)⇒勤務先を通じて通知します
- 市県民税普通徴収(納付書)・年金特別徴収⇒6月15日(月)ごろ発送します
- 国民健康保険税⇒6月15日(月)ごろ世帯主宛てに発送します

#### 所得課税証明書の発行

6月10日(水)から令和8年度の所得課税証明書の発行を開始します。マイナンバーカードの利用でコンビニなどでも取得できます。所得課税証明書はその年の1月1日時点で本市に住所があり、市県民税の申告をしている人が取得できます。所得課税証明書を取得するためには、令和7年中に収入がなかった人も申告が必要です。

☎収納推進課(口座振替)、市民税課(市県民税)、医療保険課(国民健康保険税) ☎24-1111

## 02

### 「させば生活応援券」の申請・受取期限

#### 紙クーポン券

**申請期限** 郵送申請：6月30日(火)消印有効  
Web申請：6月30日(火)まで

※3月末までに申請した人には、4月下旬以降順次郵送しています。なお4月以降に申請した人には、6月下旬以降の発送を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

#### させばeコイン

**受取期限** 12月31日(木)

※利用期限はどちらも12月31日(木)です。  
※引換券を紛失した人には再発行しますので、ご相談ください。  
☎させば生活応援券コールセンター ☎050-1794-3356

## 03

### 地域幸福度(Well-Being) アンケート

本市では、「地域幸福度(Well-Being)指標」を活用し、市民の皆さんの地域幸福度を高めるための政策立案を行ってまいりますので、アンケートへのご協力をお願いします。

**回答期間** 5月20日(水)～6月19日(金)

#### Well-Beingとは

「well(良い)」と「being(状態)」からなる言葉で、幸福や健康という意味を持つほか、身体だけでなく、精神的、社会的にも満たされている広い意味での幸福を指す考え方のことです。



市HP  
(地域幸福度アンケート)

☎政策経営課 ☎24-1111

## 04

### 水道局職員採用試験

**試験日** 7月12日(日)

**試験会場** 佐世保市水道局

**受付期間** 6月1日(月)～30日(火)

**募集職種** 水道および下水道技術職

**業務内容** 水道および下水道の計画設計業務、維持管理業務(夜間勤務、交代制勤務あり)

**受験資格** 次の要件を全て満たす人

- ・平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人
- ・普通自動車運転免許(大型、中型および準中型を含み、AT限定は除く)を所持している人または採用までに取得予定の人
- ・高等学校以上の学校を卒業した人

**採用人数** 1人(令和8年10月1日採用予定)

※試験内容など、詳しくは水道局HPをご覧ください。



水道局HP  
(市職員募集)

☎水道局総務課 ☎24-1151

## 05

### SMS 配信サービスを開始しました

本市では、迅速かつ確実な情報提供のために、今年度からSMS(ショートメッセージ)によるお知らせを開始しました。市税に関するお知らせや、個別の行政サービスの案内などを発信します。

SMSでお金の振り込みやキャッシュカードについて要求することはありません。不審なメッセージが届いた場合は、警察へ連絡してください。

本市からのメッセージは、必ず以下の番号のいずれかで送信します。

受信側の回線	表示される発信元番号
NTT docomo	24-1111
KDDI au	または
Rakuten	+81956241111
Softbank	243056

※詳しくは市HPをご覧ください。



市HP  
(SMS配信サービス)

☎DX推進課 ☎24-1111

## 06

### 熱中症にご注意ください

熱中症とは、室温や気温が高い中での作業や運動によって、体内の水分や塩分などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体内に熱がこもった状態のことをいいます。体温上昇やめまい、運動機能の低下の他、ひどいときにはけいれんや意識障害などのさまざまな症状を引き起こし、最悪の場合、死に至る可能性があります。

熱中症は、感覚機能や暑さに対する調整機能が低下している高齢者や、基礎疾患がある人がなりやすいので、特に注意が必要です。また、小さな子どもも体温調整機能が十分に発達していないので、大人が気を配り早めに気付いてあげましょう。

適切な対策をすることで、熱中症を未然に防ぎましょう。

#### 予防と対策

- 外出時には帽子を着用し、日陰など涼しい場所で小まめに休憩をとる
- 屋内では、扇風機やエアコンで温度調整を行う
- 通気性・速乾性がある衣服を着用する
- のどの渇きを感じなくても、小まめに水分補給を行う
- めまいや頭痛、気分不良などがあれば、日陰や涼しい場所に避難する



市HP  
(熱中症にご注意ください)

☎消防局警防課 ☎23-2598

☎健康づくり課 ☎24-1111